平成２３年（フ）第５１６号
北九州市門司区大里桜ケ丘３番11号
債務者　高尾　　学
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１７号
北九州市小倉南区沼本町４丁目13番14―102号
債務者　本田　和子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３０号
北九州市小倉北区片野４丁目13番35―302号
債務者　田中　政弘
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３１号
北九州市八幡東区上本町２丁目２番４―201号
債務者　林　　真弓
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５４２号
北九州市八幡西区力丸町20番18号101
債務者　林　　宏美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２２号
北九州市小倉南区湯川５丁目３番22号
債務者　半田　澄江
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２８号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5729番地５
債務者　志摩タツ子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
熊本市龍田８丁目15番63号
債務者　井手　徳子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６８号
熊本市帯山２丁目14番11―405号
債務者　的場　信吾
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１２号
熊本市武蔵ケ丘１丁目６番22号
債務者　永木　　泉
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７７号
青森市第二問屋町２丁目８番30号　ササキハイツ102号
債務者　高坂　ケイ
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
青森市中央４丁目15番２号　コーポ五和Ａ―101
債務者　中島　絵里
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
青森県五所川原市大字沖飯詰字帯刀７番地３
債務者　秋田　大輔
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉40番地48
債務者　久保田循一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉40番地48
債務者　久保田宏恵
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉40番地48
債務者　木村ナツエ
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
山口市楠木町２番22―1005号
債務者　田南アユミ
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
和歌山市野崎107番地　野崎荘４号
債務者　三城小有里（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係